

**「鹿児島県地球温暖化対策実行計画（素案）」改定に対し意見表明
～エコドライブ推進、復旧・復興期の自助・共助・公助に関する施策について意見表明～**

一般社団法人日本損害保険協会九州支部鹿児島損保会（会長：藤野 修 損害保険ジャパン(株)執行役員待遇 鹿児島支店長）では、2022年12月27日付で公表された「鹿児島県地球温暖化対策実施計画」の意見募集に対し、2023年1月19日付で意見表明を行いました。

当該計画は、2021年の地球温暖化対策推進法の改正及び国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえ改定し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

鹿児島損保会では、地球温暖化防止に向けた県のイニシアチブや県民・関係機関の温室効果ガス削減対応への創意や尽力に敬意を表す一方、自然災害発生後の復旧・復興期の自助・共助・公助の施策への記載を求めるなど、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

●鹿児島県地球温暖化対策実行計画（素案）

第1章 計画改定の背景及び意義 1 地球温暖化対策を巡る動向

(1) 地球温暖化のメカニズムと気候変動の状況及びその影響

当該記載内容に同意いたします。また「日本においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響が既に顕在化しています。本県においても、農林水産業、水環境、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、国民生活・都市生活などの分野で影響が確認されています。」との県の認識に賛同いたします。

第3章 1 (1) 温室効果ガスの総排出量

現行本計画（平成30年3月改定）では、計画期間は2018年度から2030年度の13年間とし、温室効果ガスの排出量を24%削減する目標に向け、既に排出量として22%（（11,865-15,223）／15,223）も削減するとともに、温室効果の高い代替フロンを削減等により、当会試算では温室効果ガス（二酸化炭素換算ベース）でも削減されており、地球温暖化防止に向けた県のイニシアチブや県民・関係機関の温室効果ガス削減対応への創意や尽力に敬意を表したい。

温暖化効果ガスの排出量の増減（本計画案18頁・34頁）

| | 2013 | 2020 | 増減 | GWP | CO2換算増減 |
|-----------|--------|--------|--------|--------------|----------|
| 二酸化炭素 | 12,588 | 8,966 | -3,622 | 1 | -3,622 |
| メタン | 1,159 | 1,177 | +18 | 25 | +450 |
| 一酸化二窒素 | 984 | 979 | -5 | 298 | -1,490 |
| 代替フロン等 | 493 | 743 | +250 | | |
| ハドフルカーボン類 | 448 | 701 | +253 | 12~14,800 | +3,036 |
| パーフルカーボン類 | 15 | 30 | +15 | 7,300~17,340 | +109,500 |
| 六フッ化硫黄 | 29 | 13 | -16 | 22,800 | -364,800 |
| 三フッ化窒素 | 0.8 | 0.2 | -0.6 | 17,200 | -10,320 |
| 合計 | 15,223 | 11,865 | -3,358 | | -267,246 |

※1. 上記表は本計画18頁、34頁および55頁をもとに当会で作成

- ※2. GWP (Global Warming Potential) とは地球温暖化係数で本計画18頁の数値
 ※3. 二酸化炭素換算増減: 各温室効果ガスの排出量増減に各ガスのGWPを乗じた数値。なお、代替フロン^④の二酸化炭素換算増減の算出に当たっては、GWPが最も低い値により算出。

第3章 2 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガスの削減は、「将来の平均気温上昇が1.5度を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要である。」とのIPCC報告書のように、2050年の最終目標期限に向け、適切に温室効果ガス排出量を削減し、「地球温暖化」を一定の範囲内に収めることが肝要と考えます。

本計画の56頁の「現状すう勢による将来推計」によると、2030年度、本県では温室効果ガス排出量は18.2%減少するものの、温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量は、代替フロン^④の増加により他の温室効果ガスの減少効果を相殺し、2013年度に比して温暖化を加速させてしまうという推計結果となっております。

目標設定に当たっては、温室効果ガス排出量の2013年度比削減割合を設定することに賛同いたしますが、県民の削減努力が地球温暖化防止に資するような、実効性のある対策・施策をお願いしたい。

| | 2013 | 2030 | 増減 | GWP | CO2換算増減 |
|--------|--------|--------|--------|-----|---------|
| 二酸化炭素 | 12,588 | 9,282 | -3,306 | 1 | -3,306 |
| メタン | 1,159 | 1,127 | -32 | 25 | -800 |
| 一酸化二窒素 | 984 | 977 | -7 | 298 | -2,086 |
| 代替フロン等 | 493 | 1,059 | +566 | 12※ | 6,792 |
| 合計 | 15,223 | 12,446 | -2,777 | | 600 |

※代替フロン等のGWPは12~22,800までであるが、最も低い12により試算

第4章 2 総量削減目標等

本計画案において、国の削減目標に準じて2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減させることにつき、当該排出量削減が地球温暖化防止に資することを前提に賛同いたします。

第5章 2 排出部門・分野別対策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (エネルギー起源二酸化炭素)

④運輸部門 ウ. 取り組む施策

(イ) エコドライブの普及促進・次世代自動車の導入促進

温室効果ガスの排出量で運輸部門は、2013年度時点で4,547千トンと最大の排出となっていることへの施策として、「エコドライブの普及促進・次世代自動車への導入促進」のような、県民の誰でもが対応可能なソフト施策と、抜本的な対応となるハード施策を組み合わせた対応につき賛同いたします。

「エコドライブ10のすすめ」については、自動車運転手が実行できるように十分な周知活動をお願いしたい。

なお、ハード面の次世代自動車の普及に関して、2021年3月末時点の鹿児島県の次世代自動車(軽自動車を除く、ハイブリッド、LPG、電気、CNG及び燃料電池車)144,782台(内ハイブリッド車は139,509台)と、本県自動車保有台数(1,357,302台)の約1割にとどまっており、更なる次世代自動車の普及が二酸化炭素排出を大幅に縮減する余地があると考えます。

本県においては、電気自動車等購入支援事業などにより次世代自動車の普及を図っていることは承知していますが、県内の充電スポット(<https://ev.gogo.gs/>)は400か所(ガソリンスタンド900カ所余り)に至らないとも風聞いたします。

本県の社会インフラの状況や、比較的技術的にも確立しており、相対的に安価なハイブリッド車であっても、本計画案73頁の指摘のとおり、Well-to-Wheelベースの環境負荷は、ガソリン車に比べて約半分程度になることがわかります。

2030年の目標年度に対しては、本県県民の経済力、道路環境や自然環境等に即した、現実的な次世代自動車の普及策を講じることが肝要かと考えます。

第5章 2 排出部門・分野別対策（2）②代替フロン等 4 ガス分野

先に記載したように、本県の現状すう勢では、代替フロン等4ガスの増加により、他の温室効果ガスの地球温暖化防止効果を相殺してしまうこととなることから、当該施策が重要であると思慮いたします。

代替フロンのノンフロンガスへの置き換えは、効果・毒性や可燃性など様々な技術的な課題が含まれており、本県のみでは解決が難しいことは承知しておりますが、国においては、地球温暖化対策計画（H28.5閣議決定）において代替フロン等4ガスを、2013年度比2030年度、32%減少を目標としていることから、本県においても国の目標に準じた実効性のある対策・施策をご検討いただきたい。

●鹿児島県地球温暖化対策実行計画（素案）別冊2 気候変動の影響への適応

1 はじめに（3）国及び県の取組

当該実行計画別冊2の県の取組が「本県においても、今後いかなる気候変動の影響が生じようとも、それらの影響による県民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す」ため、「緩和」・「適応」対策を講じることにご賛同いたします。

3 気候変動の影響（4）自然災害・沿岸域

当該県の認識にご賛同いたします。なお、些末なことではありますが、高潮・高波以外の自然災害は、沿岸域以外でも発生することから「沿岸域」は削除してはいかがでしょうか。

5 気候変動の影響への適応策（4）自然災害・沿岸域

自然災害の緩和・適応策については、ご高承のとおり、災害発生時だけでなく、災害発生前および復旧・復興時における自助・共助・公助の連携が不可欠と思慮いたします。

今回、ご提示いただいた緩和・適応策は災害発生前や災害発生時の自助・共助・公助は一定程度記載されておりますが、先の県の取組方針にも関わらず、復旧・復興期の自助・共助・公助の施策が見受けられませんので、例えば、被災者再建支援制度（公助）や被災住民への住宅支援策（公助）、災害ボランティアの受け入れ（共助）、水災補償保険の普及（自助）などの記載もお願いいたします。